



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

900	和歌山県と美浜町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(市町村課).....	2
901	和歌山県と日高町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	3
902	和歌山県と由良町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	3
903	和歌山県と印南町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	4
904	和歌山県とみなべ町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	4
905	和歌山県と日高川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	5
906	和歌山県と白浜町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	5
907	和歌山県と上富田町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	6
908	和歌山県とすさみ町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	6
909	和歌山県と那智勝浦町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	7
910	和歌山県と太地町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	7
911	和歌山県と古座川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	8
912	和歌山県と北山村との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	8
913	和歌山県と串本町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	9
914	和歌山県と橋本伊都衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	9
915	和歌山県と御坊日高老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	10
916	和歌山県と公立紀南病院組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	10
917	和歌山県と紀南地方老人福祉施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	11
918	和歌山県と串本町古座川町衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	11
919	和歌山県と大辺路衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	12
920	和歌山県と紀南学園事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	12
921	和歌山県と紀南環境衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	13
922	和歌山県と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	13
923	和歌山県と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	14
924	和歌山県と紀南地方児童福祉施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	14
925	和歌山県と新宮周辺広域市町村圏事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃).....	15

926	和歌山県と御坊広域行政事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 16
927	和歌山県と田辺周辺広域市町村圏組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 16
928	和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 17
929	和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 17
930	和歌山県と富田川衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 18
931	和歌山県と日高広域消防事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 18
932	和歌山県と橋本周辺広域市町村圏組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 19
933	和歌山県と和歌山地方税回収機構との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 19
934	和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 20
935	和歌山県と紀の海広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 20
936	和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約	(〃)..... 21

告 示

和歌山県告示第900号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により美浜町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と美浜町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 美浜町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、美浜町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と美浜町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と美浜町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第901号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により日高町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 日高町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、日高町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第902号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により由良町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と由良町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 由良町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、由良町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と由良町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と由良町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第903号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により印南町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と印南町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 印南町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、印南町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と印南町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と印南町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第904号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約によりみなべ町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県とみなべ町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 みなべ町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、みなべ町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事とみなべ町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事とみなべ町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第905号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により日高川町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 日高川町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、日高川町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高川町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高川町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第906号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により白浜町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と白浜町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 白浜町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、白浜町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と白浜町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と白浜町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第907号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により上富田町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と上富田町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 上富田町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、上富田町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と上富田町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と上富田町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第908号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約によりすさみ町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県とすさみ町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 すさみ町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、すさみ町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事とすさみ町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事とすさみ町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第909号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により那智勝浦町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那智勝浦町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那智勝浦町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、那智勝浦町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那智勝浦町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那智勝浦町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第910号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により太地町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と太地町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 太地町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、太地町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と太地町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と太地町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第911号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により古座川町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と古座川町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 古座川町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、古座川町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と古座川町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と古座川町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第912号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により北山村から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と北山村との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 北山村は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、北山村が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と北山村長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と北山村長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第913号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により串本町から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と串本町との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 串本町は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、串本町が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と串本町長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と串本町長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第914号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により橋本伊都衛生施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と橋本伊都衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 橋本伊都衛生施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、橋本伊都衛生施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と橋本伊都衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と

橋本伊都衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第915号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により御坊日高老人福祉施設事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊日高老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊日高老人福祉施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御坊日高老人福祉施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊日高老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊日高老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第916号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により公立紀南病院組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と公立紀南病院組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 公立紀南病院組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、公立紀南病院組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と公立紀南病院組合管理者が協議して定めるものと

する。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と公立紀南病院組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第917号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀南地方老人福祉施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南地方老人福祉施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南地方老人福祉施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南地方老人福祉施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南地方老人福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南地方老人福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第918号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により串本町古座川町衛生施設事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と串本町古座川町衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 串本町古座川町衛生施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、串本町古座川町衛生施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と串本町古座川町衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と串本町古座川町衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第919号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により大辺路衛生施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と大辺路衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 大辺路衛生施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、大辺路衛生施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と大辺路衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と大辺路衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第920号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀南学園事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南学園事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南学園事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その

他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南学園事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南学園事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南学園事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第921号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀南環境衛生施設事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南環境衛生施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南環境衛生施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南環境衛生施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境衛生施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第922号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項

の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と東牟婁郡町村新宮市老人福祉施設事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第923号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第924号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀南地方児童福祉施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南地方児童福祉施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南地方児童福祉施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南地方児童福祉施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南地方児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南地方児童福祉施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第925号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により新宮周辺広域市町村圏事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と新宮周辺広域市町村圏事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 新宮周辺広域市町村圏事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、新宮周辺広域市町村圏事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と新宮周辺広域市町村圏事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第926号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により御坊広域行政事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と御坊広域行政事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 御坊広域行政事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、御坊広域行政事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と御坊広域行政事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と御坊広域行政事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第927号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により田辺周辺広域市町村圏組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と田辺周辺広域市町村圏組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 田辺周辺広域市町村圏組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、田辺周辺広域市町村圏組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と田辺周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と田辺周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第928号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により上大中清掃施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と上大中清掃施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 上大中清掃施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、上大中清掃施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と上大中清掃施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と上大中清掃施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第929号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により田辺市周辺衛生施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と田辺市周辺衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 田辺市周辺衛生施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、田辺市周辺衛生施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と田辺市周辺衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と

田辺市周辺衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第930号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により富田川衛生施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と富田川衛生施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 富田川衛生施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、富田川衛生施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と富田川衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と富田川衛生施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第931号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により日高広域消防事務組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と日高広域消防事務組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 日高広域消防事務組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、日高広域消防事務組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と日高広域消防事務組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と日高広域消防事務組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第932号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により橋本周辺広域市町村圏組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と橋本周辺広域市町村圏組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 橋本周辺広域市町村圏組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、橋本周辺広域市町村圏組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と橋本周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と橋本周辺広域市町村圏組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第933号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により和歌山地方税回収機構から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山地方税回収機構との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山地方税回収機構は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、和歌山地方税回収機構が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山地方税回収機構管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山地方税回収機構管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第934号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により和歌山県後期高齢者医療広域連合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と和歌山県後期高齢者医療広域連合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 和歌山県後期高齢者医療広域連合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、和歌山県後期高齢者医療広域連合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と和歌山県後期高齢者医療広域連合長が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と和歌山県後期高齢者医療広域連合長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第935号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀の海広域施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀の海広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀の海広域施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀の海広域施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀の海広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀の海広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県告示第936号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、公平委員会の事務の委託を次の規約により紀南環境広域施設組合から受けた。

平成29年7月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県と紀南環境広域施設組合との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（委託）

第1条 紀南環境広域施設組合は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を和歌山県に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 委託事務の管理及び執行については、この規約に定めるもののほか、和歌山県の条例、規則その他の規程の定めるところによるものとする。

（経費の負担）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、紀南環境広域施設組合が負担し、これに相当する金額を和歌山県に支払うものとする。

2 前項の経費の額及び納付の時期は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

（委任）

第4条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関して必要な事項は、和歌山県知事と紀南環境広域施設組合管理者が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。